

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向については「労働法ナビ」のトピックスでご覧いただけます
(<https://www.rosei.jp/lawdb/topics/>)

労働保険関係

平成26年3月1日から拡充された 労働移動支援助成金等の概要

労働行政においては「社会全体での人材の最適配置・最大活用」と「人口減少に対する危機意識をもって“全員参加の社会”を実現」の二つをテーマに掲げ、政策検討が行われている（厚生労働省：2013年度「雇用政策研究会報告書」）。

その中で、今回は「失業なき労働移動の促進」「女性・若者等の雇用」および「人材育成の促進」を図るために拡充された三つの助成金（労働移動支援助成金、キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金）の変更概要を紹介する。なお、本助成金は、雇用保険法施行規則が改正、施行された平成26年3月1日から適用されている。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（平26. 2.28 厚労令14）

山下めぐみ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 労働移動支援助成金

「労働移動支援助成金」は離職者の円滑な労働移動を図ることを目的にした助成金で、「再就職支援奨励金」と「受入れ人材育成支援奨励金（新設）」の二つからなる。今回、雇用維持を目的にした「雇用調整助成金」から大幅に予算がシフトし、拡充が図られた。

[1]再就職支援奨励金

「再就職支援奨励金」は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託等した事業主を対象にその費用の一部を助成するもの。今回

の拡充では、奨励金の引き上げに加え、対象事業主の拡大や再就職支援の一環として訓練等を行った場合の奨励金加算、就職活動のため休暇を付与した場合の助成の新設等の見直しが行われた[図表1]。また、これまでは、実際に再就職に至らなければ受給できなかったが、支給段階が区分され、再就職支援を職業紹介事業者に委託した段階でも一部を受給できるようになっている。

[2]受入れ人材育成支援奨励金(新設)

「受入れ人材育成支援奨励金」は、再就職援助計画等の対象となった労働者等の雇い入れや、移籍による労働者の受け入れ、または在籍出向から

図表1 再就職支援奨励金拡充内容 (下線箇所が拡充部分)

項 目		～2014/2/28	2014/3/1～
1	対象事業主	中小企業	中小企業 大企業
2	支援段階	再就職実現時	再就職支援委託時 再就職実現時
3	支給額 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る支給額	委託費用の2分の1【3分の2】	(中小企業) 委託費用の3分の2【5分の4】 (大企業) 委託費用の2分の1【3分の2】 ※委託総額または60万円のうち低い額を上限 ※支給額のうち10万円を再就職支援委託時に支給し、残りを再就職実現時に支給
4	支給対象労働者の再就職実現までの期間に係る要件 ※【 】内は45歳以上の対象者に係る要件	離職から2カ月以内【5カ月以内】 ※再就職を実現した場合に支給	離職から6カ月以内【9カ月以内】 ※再就職を実現した場合に支給
5	再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成	—	(訓練) 月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク) 3回以上で1万円加算
6	対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成	—	(中小企業) 日7,000円(上限90日分) (大企業) 日4,000円(上限90日分) ※再就職実現時のみ支給 ※委託の有無にかかわらず、この項目単独でも支給可

- [注] 1. 支給(助成)額は支給対象者1人当たりのもの(上限:1年度1事業者当たり500人分)。
 2. 再就職支援奨励金を受給するためには、事業主が、事業規模の縮小等によって離職を余儀なくされる労働者に対して講じようとする再就職支援の内容を記載した「再就職援助計画」(または「求職活動支援書」)をハローワークに提出し、その認定を受けている必要がある。
 3. 民間職業紹介事業者との再就職支援に係る委託契約の締結は、「再就職援助計画」の認定日以降、離職日までの間に行う必要がある。

図表2 受入れ人材育成支援奨励金の支給額(支給対象者1人当たり)

訓練の種類	助成内容	支給額
1 OJT	訓練実施助成	1時間当たり700円
2 Off-JT	賃金助成	1時間当たり800円
	訓練実施助成	実費相当額(上限30万円)

[注] 上限:1年度1事業者当たり5000万円。

移籍への切り換えによる労働者の受け入れを行い、その労働者に対して訓練を行った事業主を対象に訓練経費や賃金の一部を助成するもの。この奨励金は、受け入れ企業を対象に新たに創設された(支給額は[図表2])。

2. キャリア形成促進助成金

「キャリア形成促進助成金」は、企業内の人材育成を図るために、主に“正社員”を対象に職業訓練等を計画に沿って実施した事業主を対象とし、訓練経費や賃金の一部を助成するもの。今回

図表3 拡充後のキャリア形成促進助成金

コ ー ス	対 象 事業主	訓 練 内 容	対象訓練	助 成 額 ・ 助 成 率		
				賃金助成	実施助成	経費助成
				1人1時間当たり		
1 政策課題対応型訓練						
拡充 ①成長分野等人材育成コース	中小企業 大企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	Off-JT	中小企業 800円 大企業 400円	—	中小企業 2分の1 大企業 3分の1
拡充 ②グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）				
新設 ③育休中・復職後等能力アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練				
④若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	OJT	800円	—	2分の1
⑤熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練				
⑥認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	Off-JT	—	600円	—
⑦自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援	Off-JT	800円	—	2分の1
2 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	Off-JT	400円	—	3分の1
新設 3 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練		—	—	2分の1

[注] 政策課題対応型訓練の①～③は大企業も助成対象。その他は中小企業のみが助成対象（上限：一部を除き、1年度1事業者当たり500万円）。

の拡充では、一部のコースの対象事業主の拡大、助成対象となるコースの新設等の見直しが行われた[図表3]。なお、「育休中・復職後等能力アップコース」の新設に伴い、中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）は平成26年3月31日をもって廃止された。

3. キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」は、契約社員やパート等のいわゆる“非正社員”の企業内のキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換等を実施した事業主を対象に助成するもの。今回の拡充では、助成額・助成上限人数の引き上げ等の見直しが行われた[図表4]。

今回拡充された助成金をはじめ雇用関係には

さまざまな助成金がある（厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html）。自社に適合するものがあれば、ぜひ有効に活用していきたいものである。

なお、助成金を受給するためにはいくつかの手続きが必要となる。一般的には、**計画の作成** → **計画の提出** → **計画の実行** → **助成金の申請** → **助成金の受給**の流れとなるが、全体の流れとスケジュール、助成金の支給要件、支給対象事業主の要件（一定の期間解雇等を行っていない等）、各段階の提出期日や必要な提出書類、計画変更時の対応等、各助成金のパンフレットやハローワーク等の窓口で照会し、事前に最新の詳細情報を確認する必要がある。

図表4 キャリアアップ助成金

項目	内容	～2014/2/28 ()内は大企業の額	2014/3/1～2016/3/31の拡充内容 (人材育成を除く) ()内は大企業の額
1 正規雇用等転換	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算	①1人当たり50万円(40万円) ③1人当たり30万円(25万円) ※①または③を実施する場合、助成上限人数 <1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)> ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合1人当たり10万円(10万円)加算(新規)
2 人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(Off-JT)または ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3～6カ月の職業訓練)を行った場合に助成	①Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり800円(500円) 経費助成：訓練時間数に応じた額 上限20万円(15万円) ②OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり700円(700円)	①Off-JT《1人当たり》 経費助成：訓練時間数に応じた額 上限30万円(20万円) ※実施時間数による
3 処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ	要件を「3%以上」から「2%以上」へ緩和 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)上乘せ
4 健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)	—
5 短時間正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算	有期契約労働者等から転換した場合、1人当たり30万円(25万円)
6 パート労働時間延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円) ※短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで	—